

諮問庁：北九州市長

諮問日：令和 3 年 1 0 月 2 1 日（諮問第 1 5 5 号）

答申日：令和 4 年 7 月 5 日（答申第 1 5 5 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

本審査請求の対象となった行政文書の開示請求につき、一部開示とした決定を取り消し、不開示部分を開示すべきである。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

令和 3 年 6 月 3 0 日付けで北九州市情報公開条例（平成 1 3 年北九州市条例第 4 2 号。以下「条例」という。）第 5 条に規定する開示請求権に基づき行った「北九州市で歯科医師による新型コロナウイルスワクチン接種業務（以下、「接種業務」という。）が決まったことに関する次の文書。

- ① 経緯が分かる文書
- ② 歯科医師に接種業務を行わせること（依頼すること）を決定する前に、接種業務を行う看護師を募集したことが分かる文書、及び、その結果（応募者数、採用者数等）が分かる文書。また、その労働条件（時給、日給等）の文書
- ③ 接種業務を行う看護師を募集しない理由が分かる文書
- ④ 歯科医師会、医師会、薬剤師会、看護協会、その他の団体や医療機関と協議した文書、及び、それらから受取った文書、及び、それらへ渡した文書
- ⑤ 接種業務を行う歯科医師の労働条件（時給、日給等）の文書
- ⑥ 市民、県民、国民からの意見や問合せの記録。」

を対象とする行政文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対して、同年 7 月 1 4 日付け北九保政政第 9 2 7 号により北九州市長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 「委託料、事務手数料、報酬額等の金額（以下「不開示部分 1」という。）」については、北九州市が医療従事者や医師会等に対して支払う金銭であり、その財源は市民や国民が支払った税金である。不開示部分 1 を公開しなければ、それが

- 適切な額であったかを市民や国民が検証することができない。そもそも、不開示部分 1 は北九州市から支払われる金銭であり、当該法人に関する情報ではない。
- (2) 北九州市は、報酬額は法人等に関する情報であるため不開示情報に該当すると主張するが、金銭の流れは形式的なものであり、実質的には、北九州市から個々の労働者へ金銭が支払われていると解すべきである。すなわち、医師会等は単なる金銭の通過地点に過ぎない。
 - (3) 他の自治体から開示された接種業務を行う労働者に支払われる賃金の資料を紹介する（観音寺市及び三豊市、岐阜県、津市、神戸市、大和市）。
 - (4) 接種業務は極めて公的な事業であり、それに係る報酬額等の金銭に関する情報は開示されるべきである。
 - (5) 「北九州市医師会（以下「市医師会」という。）の参加者氏名（以下「不開示部分 2」という。）」については、医師会という公益性の高い団体の職員であり、行われた協議も公衆衛生上の観点から極めて公益性の高いものであるため、その氏名は公開されるべきである。
 - (6) 以上のとおり、本件処分は条例の解釈、運用を誤ったものである。

第 3 処分庁の説明の要旨

1 審査請求に至る経緯

本件は、令和 3 年 6 月 30 日付けで、審査請求人より条例第 5 条の規定に基づく本件請求文書の開示請求があり、それに対し、同年 7 月 14 日付けで一部開示決定を行ったところ、これを不服として同年 8 月 8 日付けで本審査請求が提起されたものである。

2 原処分の理由

処分庁が弁明書及び意見聴取で主張している原処分の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 不開示部分 1 について、委託料は事務手数料と報酬額に分かれており、事務手数料は医師会及び歯科医師会へ、報酬額は接種業務に従事した各医療機関の会員へ支払われる金額である。また、報酬額の算定にあつては、専門的知識や技術、他都市の状況など、様々な要素を勘案した上で決定されたものである。
- (2) 今回の報酬額は、医師会等における各医療機関の会員への労働条件にあたる情報となるため、報酬額に紐づく事務手数料を含め法人に関する情報であつて、これを公開することで当該法人の権利及びその他正当な利益を害するおそれがあるものに該当する。
- (3) 次に、不開示部分 2 は個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものであることは言うまでもない。

- (4) そして、不開示部分 2 は慣行として公にすることが予定されている情報に該当しない。また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当しない。さらに、医師会は公益社団法人であり参加者は公務員等にも該当しない。
- (5) 以上のとおり、不開示部分 2 は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第 7 条第 1 号に規定するただし書にある開示の対象には該当しない。

3 よって、原処分は適法かつ正当な処分であり、本審査請求は理由がないから、棄却を求める。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 3 年 1 0 月 2 1 日 諮問の受付
- ② 令和 3 年 1 2 月 2 3 日 審議
- ③ 令和 4 年 2 月 3 日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和 4 年 3 月 7 日 審議
- ⑤ 令和 4 年 3 月 3 0 日 審議
- ⑥ 令和 4 年 4 月 6 日 審査会による調査
- ⑦ 令和 4 年 4 月 1 8 日 審議
- ⑧ 令和 4 年 5 月 9 日 審議
- ⑨ 令和 4 年 6 月 2 9 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求の対象となった本件請求文書の一部開示決定について、審査請求人及び処分庁の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり、判断する。

1 原処分に係る法令等の定めについて

(1) 条例第 7 条柱書について

条例第 7 条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」と規定し、同条第 1 号ないし第 7 号に列挙する不開示情報を除き原則開示すべき旨を定めている。

(2) 条例第 7 条第 1 号（個人情報）について

条例第 7 条第 1 号は、「個人に関する情報…であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、

公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定した上で、個人に関する情報であっても、ただし書アの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及びただし書ウの「公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号の不開示情報から除くこととしている。

本号は、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人が識別される情報について不開示とすることを定めたものである。

(3) 条例第 7 条第 2 号（法人・企業情報）について

条例第 7 条第 2 号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報…であって、公にすることにより、当該法人等…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定した上で、ただし書において「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、本号の不開示情報から除くこととしている。

本号は、法人等の適正な事業活動を尊重し、正当な利益を保護する観点から、公にすることにより、事業を行うものの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報については、不開示とすることを定めたものである。

2 原処分不開示部分の条例第 7 条該当性について

(1) 本件開示請求と不開示部分について

審査請求人は、本件開示請求において、前記第 2、1 の本件請求文書①ないし⑥の開示を求めたものである。そして、このうち、本件請求文書②、④及び⑤について、処分庁が不開示とした不開示部分 1 及び不開示部分 2（以下「本件対象文書」という。）の開示を求めて、本審査請求が提起されたものであり、他の部分については争いがないため、当審査会としては、本件対象文書に係る条例第 7 条該当性について、判断することとする。

(2) 条例第 7 条第 1 号該当性について

ア 条例第 7 条第 1 号に該当するとして処分庁が不開示としたのは、本件対象文書のうち不開示部分 2 であり、具体的には、「市役所・医師会協議」に係る市医師会参加者の氏及び役職名が記載されている。

イ これは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。

しかし、法人等を代表する者が職務として行う行為等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、専ら法人等に関する情報とし

ての不開示事由が規定されているものと解するのが相当であり、したがって、法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報は、条例第 7 条第 1 号の不開示情報に当たらないと解すべきである。

そこで本件についてみると、市医師会は、「福岡県医師会や区域内医師会との連携のもと、医道の高揚、医学・医術の発達普及並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会の福祉を増進することを目的とする」公益社団法人であることが市医師会のホームページに掲載された定款から確認できる。そして、当該ホームページには、役員紹介のページが掲載されており、そこには、役員の氏名、分掌業務が掲載されていることが確認できる。不開示部分 2 は、既に当該ホームページ上で公開されている役員紹介のページから十分推測されるところであり、また、不開示部分 2 を開示しても、当該役員が北九州市と市医師会の協議に参加した事実が明らかになるに過ぎず、開示することにより特段支障があるとは考えられない。

以上のことを考慮すると、不開示部分 2 については、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者が、当該法人等の職務として行ったものであるため、条例第 7 条第 1 号の不開示情報には該当せず、同条第 2 号が適用されるべきである。そして、これらの情報は、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。また、同号ただし書に該当しないものであることが認められるため、開示すべきと解釈するのが相当である。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号に該当するとして処分庁が不開示としたのは、本件対象文書のうち不開示部分 1 であり、具体的には、医師等に支給される委託料、報酬額及び事務手数料に係る金額等が記載されている。

イ 不開示部分 1 について、審査請求人は、「北九州市が医療従事者や医師会等に対して支払う金銭であり、その財源は市民や国民が支払った税金である。公開しなければ、それが適切な額であったかを市民や国民が検証することができない。そもそも、北九州市から支払われる金銭であり、当該法人に関する情報ではない」旨主張している。

これに対して、処分庁は、「委託料は事務手数料と報酬額に分かれており、事務手数料は医師会及び歯科医師会へ、報酬額は接種業務に従事した各医療機関の会員へ支払われる金額である。また、報酬額の算定にあつては、専門的知識や技術、他都市の状況など、様々な要素を勘案した上で決定されたものである。今回の報酬額は、医師会等における各医療機関の会員への労働条件にあたる情報で法人に関する情報であつて、これを公開することで当該法人の権利及びその他正当な利益を害するおそれがあるものに該当する」旨主張する。

ウ この点、地方公共団体から支払われる報酬額は、予算の適正な執行という点から、一定の基準に基づいてできる限り客観的に決められるべきものであり、最終的には予算の範囲内で決定・支出されるというものであることが一般的であることに鑑みれば、接種業務に従事した各医療機関の会員へ支払われる当該報酬額が公開されたとしても、直ちに当該法人の権利及びその他正当な利益を害するおそれがあるとまでは考えにくく、不開示とすることにより保護すべき特段の必要性があるとも認められない。また、当該報酬が公金から支出されている点を踏まえると、支出についての透明性が求められるところであり、処分庁の予算執行に係る情報として説明責任の範囲内であると考えられ、原則として公開されるべきものであると考えられる。

よって、これらの情報は、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、条例第7条第2号の不開示情報には該当しないものであることが認められ、また、同号ただし書に該当しないものであることが認められるため、開示が妥当である。

なお、本市と同様に、新型コロナウイルスワクチン接種業務に係る情報公開請求があり当該報酬額を開示した事例は、審査請求人も主張しているが他の自治体においても認めることができ、このことから前記の結論を支持することができる。

4 まとめ

以上のことから、本件請求文書につき、その一部を条例第7条第1号及び第2号に該当するとして不開示とした原処分については、不開示とされた部分を開示すべきであると判断し、前記第1のとおりとした。

5 付帯意見

情報公開請求に係る対象行政文書には、業務委託の相手方が作成した文書も含まれる場合がある。今後、事業実施に伴う情報の取扱いにあたっては、説明責任の観点から、業務委託の相手方に対して、開示請求があった場合には当該情報について開示する可能性があることを説明するなどの対応が求められると考える。

行政文書の公開は、市政に関し、市民への説明責任を果たし、公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする情報公開制度の根幹をなすものであり、特に、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種についての市民の関心は高いと考える。

処分庁におかれては、今後の開示請求及び審査請求の対応において、前記の点を踏まえ、処分時に十分検討した上で、開示・不開示に係る判断をすべきであり、より慎重かつ適切な対応が望まれる。

北九州市情報公開審査会

会長	阿 野 寛 之
委員	神 陽 子
委員	熊 谷 美佐子
委員	中 谷 淳 子
委員	中 村 智 美